

株式会社佐藤建設工業に対する行政処分について

株式会社佐藤建設工業に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条の3の2及び第15条の3の規定により、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の取消処分を行いました。

記

〈取消処分〉

1 被処分者

- (1) 住所 群馬県渋川市小野子1579番地
- (2) 名称 株式会社佐藤建設工業 代表取締役 佐藤 本位田
- (3) 事業区分 産業廃棄物処分業許可(許可番号：11420-042372)
産業廃棄物処理施設設置許可(許可番号：群馬県第326-0号
(地方自治法第252条の2第1項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（平成20年政令第316号）
及び指定都市又は中核市の指定があつた場合における必要な事項を定める政令（昭和38年政令第11号）に基づく、前橋市長の許可)
- (4) 取扱品目 がれき類（以上1種類）

2 処分年月日

平成28年8月18日

3 処分理由

株式会社佐藤建設工業は、平成28年8月3日に群馬県知事から産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設設置の許可の取消処分を受けた。このことが、廃棄物処理法第14条の3の2第1項第4号及び第15条の3第1項第1号に規定する、同法第14条第5項第2号イで準用する同法第7条第5項第4号ニに規定する欠格要件に該当したためです。